

2019年9月2日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

(意見提出者)

一般社団法人流動化・証券化協議会
国際規制委員会

〒105-0011

東京都港区芝公園3丁目5-8

機械振興会館 505号室

TEL: 03-6450-1421

FAX: 03-6450-1432

**大口信用供与等規制の見直しに係る
銀行法施行令等の一部を改正する政令（案）等について**

貴庁より2019年（令和元年）7月31日に公表され、9月2日を締切りとして意見募集を実施している表題の件に関し、下記の通り意見を提出します¹ので、宜しくご配慮くださいますようお願い申し上げます。文中に、銀行法施行規則（案を含む）等の銀行法に関連する法令等の条文を参照する箇所がありますが、銀行以外の業態の金融機関についても共通の意見とします。

ご不明な点や詳細についてご確認されたい箇所がございましたらご遠慮なく当協議会事務局にご連絡ください。当協議会の国際規制委員会メンバーよりご説明申し上げます。

記

1 証券化商品の裏付資産・ファンドの組入れ資産（原資産）について「個別資産」に対するルックスルー・アプローチ（LTA）を適用する範囲を限定していただきたい（銀行法施行規則改正案中、第14条第6項等）

証券化商品およびファンドといった形態の「間接的信用供与等」における個々の債務者に対する債権などの「個別資産」につき、ルックスルー・アプローチ（LTA）を適用し名寄せ合算による計上・算出を不要とする扱いの範囲を拡大していただきたい。具体的には、

（1）個別資産の全てまたはほぼ全てが個人（自然人）向けの債権である場合と、個別資産が自己資本比率規制における「リテール向け債権」に該当する場合、および（2）原資

¹ 当協議会会員は、主に国内における金銭債権の流動化・証券化に関与していることから、証券化に関係する論点に絞って意見を申し述べるものです。本書は当協議会会員から集約したコメントを基に国際規制委員会が作成したのですが、当協議会会員は、多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において、本書で述べる意見とは異なる意見を有する可能性もあります。

産に占める最大の個別資産の比重が1%以下など、自己資本比率規制の証券化エクスポージャーにおける「STC要件」のうちの粒度要件を満たす場合の2類型につき、LTAを不要とする扱いを許容していただきたい。

証券化商品の裏付資産（原資産）としては、住宅ローンやオートローン等、債務者が個人（自然人）のものが多々ある。オートローン、事務機器のリース等の債務者には中小零細事業者が含まれる。個人については、生存中の自然人である債務者を特定できる情報をサービサー等の取引当事者が証券化商品の投資家となる銀行に提供することは、個人情報保護及び情報漏洩防止の実務上の観点からハードルが高いと思われる。個人および一定規模以下の小口のエクスポージャーを名寄せ合算するために必要とされる事務負担とそれによって得られる実質的なリスク管理面での便益のバランスも考慮していただきたい。

まずは、「原資産」の95%以上が個人向け²の債権である場合と、「原資産」の全てが自己資本比率規制における「リテール向けエクスポージャー」の定義を満たす場合に、LTAは不要とし、当該証券化商品またはファンドを一の与信先として扱うことを許容していただきたい。「リテール向けエクスポージャー」は、住宅ローン、クレジットカード等の信用枠並びに1先あたり1億円未満のエクスポージャーが該当³する。

これに加え、証券化商品については、「STC要件」にみられる粒度要件（1の債務者に対する債権の額が当該証券化商品の裏付資産の1%以下—または劣後比率10%以上の場合は2%以下—である場合をリスク・ウェイト等の軽減の要件としているもの⁴）を参考に、最大の「個別資産」が「原資産」に占める割合が1%以下である場合に、LTAを不要とする扱いを許容していただきたい。「原資産」に一定水準以上の分散が認められる場合に、「個別資産」のリスクの相対的な重要性が乏しくなるためである。

自己資本が大きい金融機関であれば、保有する証券化商品およびファンドについて、「個別資産」ごとの信用の供与等の額がLTAを不要とする閾値である基準自己資本の「一万分の25」未満（0.25%未満）となる場合がほとんどであると思われるが、自己資本が比較的小さな金融機関にとっては、現状案のままでは、「リテール向けエクスポージャー」が原資産となる証券化商品やファンドへの投資にあたり、個々の原資産にかかる個人等の債務者を特定し、信用の供与等の額を名寄せ合算することによる管理が求められる事例が多数発生することが予想される。また、そのような管理を行うことが容易ではない

² オートローンの債務者の大半は個人（自然人）ですが、中小零細企業のオーナー経営者などが自ら経営する法人名義で契約する事例も混在するため、債務者に法人が混在します。

³ 「銀行法第14条2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」第1条第5号、第39号、第40号のそれぞれの定義規定をご参照ください。

⁴ 2019年3月15日改正後の「銀行法第14条2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」第267条の2、第3項第21号。

めに、これらの金融機関が証券化商品およびファンドへの投資を行うことが困難になる恐れがある。

2 国内基準行について国際統一基準行とは規制内容に差異を設けていただきたい（法施行規則改正案中、第14条第6項等）

自己資本比率規制においては、国際統一基準行に対してはバーゼル銀行監督委員会における合意内容をほぼそのまま国内規制として実施するいっぽうで、国内基準行については日本独自の修正を加えた自己資本比率規制が実施されている。自己資本の定義および最低要求水準についても違いが見られる。

大口信用供与等規制は、日本の規制体系上は自己資本比率規制とは異なるものの、今般の改正案の背後にある「大口エクスポージャー計測と管理の基準」は、バーゼル委はバーゼル合意の第1の柱に位置付けていること、国内基準行には存在しない自己資本比率規制における「Tier 1」を基準自己資本としていることなどから、自己資本比率規制の国内実施事例と同様に、国内基準行についてはやや異なる扱いとすることは検討可能ではないか。

国内基準行については、規則案題14条第6項の規定によりLTAを不要とする閾値について、基準自己資本の「一万分の25」未満（0.25%未満）に代えて、「1%未満」としていただきたい。国内基準行に限定して、まずは閾値を1%として導入した後に、数年間の運用状況を踏まえて、国際統一基準行に揃えるかどうかを改めて検討するという段階的な導入も検討可能ではないか。

現状案のままでは、自己資本が比較的大きな金融機関にとって、「個別資産」ごとの信用の供与等の額が基準自己資本の「一万分の25」未満（0.25%未満）となるため、LTAによる個別原資産の名寄せ合算管理は不要となる場合がほとんどであると思われるものの、自己資本の額が比較的小きな金融機関にとって、これまで要求されることはなかったLTAを適用しなければならない事例が多く出現し、原資産に十分に分散が効いているものを含め、結果的に「証券化商品」や「ファンド」への投資が困難となる恐れがある。本規制の目的は、同一人に対する信用の供与等の額を適切に特定し管理することにより、基準自己資本の25%、15%といった上限額を設定する大口信用供与等規制の実効性を高めるところにあり、大口の信用供与等の管理の観点で実務負担とのバランスを考慮していただきたい。

【補足】

当協議会では、今般貴庁がご公表された改正案等の背景となるバーゼル委による「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」（2014年4月15日最終化）の検討過程で、2013年6月にバーゼル委に対してコメントを提出⁵しました。当協議会がバ

⁵ 当協議会（英文名称 Securitization Forum of Japan）がバーゼル委に提出したコメン

一ゼル委宛てに提出した意見では、証券化商品の裏付資産（原資産）の最大債務者集中（粒度）が例えば、1%未満である場合に、ルックスルー・アプローチ（LTA）の適用を不要とする扱いなどを提案しました。

バーゼル委は、その後、証券化商品（証券化エクスポージャー）の資本賦課規則の見直しに加え、一定の要件（simple, transparent and comparable として定める要件、「STC要件」）を満たす証券化エクスポージャーについて、資本賦課をやや軽減する扱いを提案し、2016年6月にそれを最終化しました。

この「STC要件」の中のひとつに、粒度1%以下（not exceed 1%）（劣後比率10%以上の優先トランシェの場合は粒度2%以下）を定めるものが設けられました。裏付資産に十分に分散が効いている証券化商品については、裏付資産を構成する個々の資産のリスク—貸付債権などの金銭債権にかかる信用リスクなど—は重要性を持たず、裏付資産をひとつの集合体としてアクチュアリー的な観点で評価できるからです。

この要件は、今年3月31日を適用開始日とするわが国の自己資本比率規制でも採用⁶されております。これは、証券化商品の裏付資産（原資産）について、1の債務者に対する債権の金額が占める割合が1%以下（優先トランシェに投資する投資家の立場からは、劣後比率が10%以上である場合は2%以下）であれば、十分に分散が効いている裏付資産プールと見ることができ、個々の債務者の個別リスクを重視する必要はないとの判断に基づくものと推察します。

一般的な住宅ローンの証券化商品は、数千人の個人に対する住宅を担保とする貸付債権を裏付資産としておりますが、その数千人のうちひとりが債務不履行を起こすことに起因するリスクを把握するために、数千人の個々人を特定してリスク管理を行うことによる効用は考え難いものと考えます。「STC要件」では、優先トランシェを保有する場合に、劣後比率が10%以上であれば、債務者集中（粒度）の上限を2%としており、優先トランシェ以外のトランシェを保有する場合や劣後比率が10%未満の場合に債務者集中（粒度）の上限を1%としています。仮に劣後比率が10%ちょうどであり、粒度2%の債権が数十件裏付資産に含まれていたとしても、少なくとも6人以上の債務者が債務不履行

トは、バーゼル委のホームページに掲載されております。 Comments received on the consultative document “Supervisory framework for measuring and controlling large exposures” <https://www.bis.org/publ/bcbs246/comments.htm>

⁶ たとえば、2019年3月15日改正後の「銀行法第14条2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」第267条の2、第3項第21号。

「原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けのエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあっては二パーセント）以下であること。」

行を発生させないと、証券化商品の投資家が貸倒損失を負担することにはなりません⁷。こうした事例においてまで、「個別資産」ごとに、債務者を特定し、信用供与等の額を名寄せ合算することにより算出して管理する必要は乏しいと言わざるを得ません。

大口信用供与等規制において、証券化商品およびファンドについて、LTA を原則とするルールを新たに導入するにあたり、自己資本（または Tier 1 資本）の1万分の25未滿以外に、債務者集中（粒度）の水準によっては、原資産に分散が効いており、個々の資産のリスク把握の重要性が乏しいこと理由に、ルックスルーを不要とする扱いを設けていただきたいと切望するものです。「STC 要件」にて採用されている基準がひとつの参考になるかと思われます。

以上

⁷ 証券化商品の大半について、裏付資産の利回りが負債コスト等を上回るため、裏付資産からの利息収入の一部が余り、その余り（エクセス・スプレッド）を貸し倒れた元本の埋め合わせに使える約定がなされております。また、債務者が債務不履行を起こしたからと言って、一切回収できなくなるものばかりではなく、一部回収できる債権も存在するでしょう。こうしたことから、現実には、債務者集中（粒度）2%の原資産プールを裏付けとする劣後比率10%の優先トランシェは、5人を大きく上回る人数の債務者が債務不履行を発生させたとしても、満額償還されることとなります。一の債務者が債務不履行を起こすと、一般的に貸倒れによる損失負担が生じる直接的に行う信用の供与等の形態とは相当に異質であると言えます。